

○松本市立病院の非常勤職員等の取扱いに関する規程

平成22年3月31日

病院局管理規程第13号

改正 平成24年3月30日病院局管理規程第1号

(題名改称)

(目的)

第1条 この規程は、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和31年条例第9号)第19条の規定に基づき松本市職員定数条例(昭和31年条例第15号。以下「定数条例」という。)第1条に規定する職員(以下「定数職員」という。)以外の市立病院に勤務する非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の5第1項に規定する短時間勤務職員を除く。)の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、厚生、福利、公務災害等の身分取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員の定義)

第2条 この規程において非常勤職員等とは、嘱託職員、臨時職員及び非常勤職員をいう。

2 この規程において嘱託職員とは、法第3条第3項第3号に規定する職員で、職務の遂行について特定の知識、技能、免許、経験その他の資格要件を必要とする職に任用されるものをいう。

3 この規程において臨時職員とは、次に規定する職員で、臨時の職又は緊急の場合に1日を単位として任用される職員のうち勤務を要する日及び勤務時間が定数職員とほぼ同様であり、かつ、任用予定期間が1月以上6月未満のものをいう。

(1) 法第22条第5項

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項

4 この規程において非常勤職員とは、市立病院の業務に適すると認められる職員で、勤務を要する日及び勤務時間が定数職員とほぼ同様であり、かつ、任用予定期間が1会計年度内の者をいう。

(任用)

第3条 嘱託職員の任用は、選考により行う。

2 嘱託職員を任用するに当たっては、任用通知書を交付する。

3 嘱託職員の任用及び身分の取扱いに関する事務は、病院局において行うものとする。

4 前条第2項に規定する嘱託職員以外の嘱託職員の任用は、病院事業管理者(以下「管理者」という。)が別に定める。

(任用の期間)

第4条 嘱託職員の任用期間は、1年を超えない期間とし、特に必要がある場合は、その任用を1年を超えない期間で更新することができる。

2 前項の規定にかかわらず、嘱託職員が任用期間中に65歳(医師にあっては、70歳)に達したときは、その任用を更新することはできない。ただし、管理者が当該嘱託職員の職務の性質等を考慮し、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(勤務時間等)

第5条 嘱託職員の勤務時間、週休日、休憩時間及び休日については、当該嘱託職員の勤務カ所における松本市病院局職員就業規程(平成22年病院局管理規程第12号)の適用を受ける職員(以下「正規の職員」という。)の例による。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第6条 嘱託職員には、正規の勤務時間以外の時間に勤務を命じてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、業務の遂行上やむを得ない必要がある場合においては、その必要な最小限度において嘱託職員に正規の勤務時間以外の時間に勤務を命ずることができる。

(休暇)

第7条 嘱託職員の年次有給休暇は、次に定めるとおりとし、4月1日から翌年の3月31日までの1年度を付与期間として運用するものとする。

(1) 年次有給休暇の付与日数は、別表第1に定めるとおりとする。

(2) 年次有給休暇の申請は、1日又は1時間を単位として行うものとする。

2 前項に定める以外の有給休暇は、次に定めるとおりとする。

(1) 忌引休暇は、別表第2に定めるとおりとする。

(2) 災害、交通機関の事故等の不可抗力による交通途絶等やむを得ない原因により勤務できない場合は、必要な期間又は時間を有給休暇とする。

(3) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合は、その都度必要な期間又は時間を有給休暇とする。

(4) 職員健康診断等を受診する場合は、その受診に必要な時間を有給休暇とする。

(5) 夏季休暇は、7月から9月の期間内において3日とする。ただし、この期間内に任期が始まり又は終了する嘱託職員については、勤務時間に応じて別に定める日数とする。

3 嘱託職員の無給休暇は、松本市職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年規則第5号）第9条第1項第2号及び同条第2項の規定を準用する。

(給与の種類)

第8条 嘱託職員の給与は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。

(給与の支払)

第9条 嘱託職員の給与は、前月1日からその末日までの分を翌月において正規の職員の例により支給する。ただし、これによりがたい場合は、別に定めることができる。

(支給基準)

第10条 給料表は、別表第3の嘱託職員月額によるほか、予算の範囲内で給料表によらないで管理者が定めることができる。

(通勤手当)

第11条 通勤手当の支給は、正規の職員の例による。

(特殊勤務手当)

第12条 特殊勤務手当の種類は、次に定めるとおりとする。

(1) 職員拘束手当

(2) 夜間看護手当

(3) 早出給食手当

(4) 看護補助手当

(5) 年末年始特別勤務手当

2 前項の特殊勤務手当の支給を受ける嘱託職員の範囲、支給額及び支給の基準については、正規の職員の例による。

(時間外勤務手当)

第13条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた嘱託職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する正規の職員の例により算出した額（勤務1時間当たりの給料額）に正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した嘱託職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 嘱託職員が、正規の勤務時間が割振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤

務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じて当該各号に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(休日勤務手当)

第14条 休日において、勤務を命ぜられた嘱託職員には、勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給料額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、年末年始の休日については、100分の150とする。

(夜間勤務手当)

第15条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられる嘱託職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給料額に100分の25を乗じて得た額を夜間勤務手当として支給する。

(端数計算)

第16条 第13条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給料額の算出)

第17条 第13条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給料額は、正規の職員の例により算出して得た額とする。

(宿日直手当)

第18条 嘱託職員に宿日直勤務を命じたときは、正規の職員の宿日直手当に準じて、宿日直手当を支給する。

(期末手当)

第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条において「基準日」という。)にそれぞれ在職する嘱託職員に対して、次の各号に掲げる期末手当の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める日(ただし、その日が日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)又は土曜日に当たるときは、その日の直前の日曜日、祝日法による休日又は土曜日でない日)に支給する。

(1) 6月1日が基準日である期末手当 6月15日

(2) 12月1日が基準日である期末手当 12月10日

2 期末手当の額は、給料月額基準日の直近の6月間の平均月額に、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の150を乗じて得た額に、100分の100を乗じて得た額とする。

(退職手当)

第20条 嘱託職員のうち、別に定める期間等を超えて退職する者(死亡による退職の場合はその遺族)については、退職金を支給する。ただし、第24条に規定する懲戒により解雇された場合には、退職金は、支給しない。

2 退職手当の額は、勤務1年につき1万円とし、5万円を限度とする。

(嘱託職員に対する給与に関するその他の事項)

第21条 第8条から前条までに定めるもののほか、嘱託職員に対するこの規程に基づく給与の支給方法等については、正規の職員の例による。

(旅費)

第22条 嘱託職員の旅費については、松本市病院局職員の旅費等に関する規程(平成22年病院局管理規程第10号)の定めるところによる。

(退職等)

第23条 嘱託職員は、退職しようとするときは、あらかじめ、その旨を書面により管理者に願い出なければならない。

2 嘱託職員は、任用期間が満了した場合において、その任用が更新されないときは、当然退職するものとする。

3 嘱託職員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その職を失う。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 管理者は、前項第2号に該当するに至った嘱託職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予されたものについては、情状により、特にその職を失わないものとするができる。

5 前項の規定によりその職を失わないものとされた嘱託職員がその刑の執行猶予を取り消されたときは、その取り消された日にその職を失うものとする。

(災害補償)

第24条 嘱託職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)又は松本市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第29号)の定めるところによる。

(社会保険等)

第25条 嘱託職員は、その勤務条件が健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)又は雇用保険法(昭和49年法律第116号)の定める資格要件を満たすときは、当該保険の被保険者とする。

(分限懲戒)

第26条 嘱託職員の分限及び懲戒については、松本市準職員及び非常勤職員取扱規則(昭和36年規則第15号)を準用する。

(服務等)

第27条 嘱託職員の服務、安全及び衛生、表彰並びに研修については、別に定めるものを除くほか、正規の職員の例による。

(被服の貸与及び着用)

第28条 嘱託職員に貸与する被服及びその着用については、松本市病院企業職員被服貸与規程(平成22年病院局管理規程第6号)の定めるところによる。

(任用)

第29条 臨時職員は、法第22条第5項及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定に基づき任用するほか、第3条第1項から第3項までの規定を準用する。

(任用の期間)

第30条 法第22条第5項の規定により任用された臨時職員の任用期間は、6月を超えない期間とし、特に必要がある場合は、その任用を6月を超えない期間で更新することができる。ただし、再度更新することはできない。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により任用された臨時職員の任用期間は、当該任用に係る同法第2条第2項又は第3条第1項の規定による請求に係る期間を限度とする。

3 前2項の規定により任用された臨時職員が任用期間中に65歳(医師にあっては、70歳)に達したときは、第4条第2項の規定を準用する。

(勤務時間等)

第31条 臨時職員の勤務時間、週休日、休憩時間及び休日については、第5条の規定を準用する。ただし、勤務を要する日及び勤務時間の双方又はいずれか一方が正規の職員と異

なる臨時職員の勤務時間は業務状況に応じ管理者が別に定める。その場合は、1週間について2日以上又は4週間について8日以上 of 週休日を設けるものとする。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第32条 臨時職員の勤務時間以外の時間における勤務については、第6条の規定を準用する。

(休暇)

第33条 臨時職員の年次有給休暇は、第7条の規定を準用する。

(給与の種類及び支給方法)

第34条 臨時職員の給与は、第8条の規定を準用する。

2 臨時職員の給与の支給は、第9条の規定を準用する。

3 給料額は、別表第3の臨時職員月額によるほか、予算の範囲内で給料表によらないで管理者が定めることができる。

4 通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当は、第11条から第16条まで及び第18条から第20条までの規定を準用する。

(勤務1時間当たりの給料額の算出)

第35条 第13条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給料額は、別表第3に定める時間額とする。

(臨時職員に対する給与に関するその他の事項)

第36条 第34条及び前条に定めるもののほか、臨時職員に対するこの規程に基づく給与の支給方法等については、正規の職員の例による。

(旅費)

第37条 臨時職員の旅費については、第22条の規定を準用する。

(退職等)

第38条 臨時職員の退職については、第23条の規定を準用する。

(災害補償)

第39条 臨時職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、第24条の規定を準用する。

(社会保険等)

第40条 臨時職員の社会保険等については、第25条の規定を準用する。

(分限懲戒)

第41条 臨時職員の分限及び懲戒については、松本市準職員及び非常勤職員取扱規則(昭和36年規則第15号)を準用する。

(服務等)

第42条 臨時職員の服務、安全及び衛生、表彰並びに研修については、第27条の規定を準用する。

(被服の貸与及び着用)

第43条 臨時職員に貸与する被服及びその着用については、第28条の規定を準用する。

(非常勤職員の設置)

第44条 所属長は、非常勤職員を新たに設置しようとするときは、管理者の承認を受けなければならない。

(採用)

第45条 非常勤職員は、病院事業の業務に適すると認められるものの中から選考の上、採用するものとする。

2 非常勤職員の任用期間は、1会計年度内とし、特に必要がある場合は、その任用を1年以内で更新することができる。

(給与の種類及び支給方法)

第46条 非常勤職員の給与は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤

務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。

2 非常勤職員の給与は、前月1日からその末日までの分を、正規の職員の例により支給する。ただし、これによりがたい場合は、別に定めることができる。

3 給料額は、別表第4のとおりとする。

4 通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当は、第11条から第16条まで及び第18条から第20条までの規定の例により管理者が定める。

(勤務時間等)

第47条 非常勤職員の勤務時間、週休日、休息時間、休憩時間及び休日については、第5条の規定を準用する。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第48条 非常勤職員の勤務時間以外の時間における勤務については、第6条の規定を準用する。

(旅費)

第49条 非常勤職員の旅費については、第22条の規定を準用する。

(休暇)

第50条 非常勤職員の年次有給休暇は、労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条に定める日数とする。

2 前項に定める以外の有給休暇及び無給休暇は、第7条第2項及び第3項の規定を準用する。

(服務、社会保険等)

第51条 非常勤職員の社会保険、服務及び懲戒については、第25条から第27条の規定を準用する。

(災害補償)

第52条 非常勤職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、第24条の規定を準用する。

(退職)

第53条 非常勤職員の退職については、第23条の規定を準用する。

(被服の貸与及び着用)

第54条 非常勤職員に貸与する被服及びその着用については、第28条の規定を準用する。

(準用)

第55条 この規程で定めるもののほか、定数職員以外の非常勤職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、福利、公務災害等の身分の取扱いに関する基準及び事務手続きについては、松本市準職員及び非常勤職員取扱規則(昭和36年規則第15号)を準用する。

(補則)

第56条 この規程において定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この管理規程は、平成22年3月31日から施行する。

附 則(平成24年3月30日病院局管理規程第1号)抄

(施行期日)

1 この管理規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1(第7条関係)

嘱託職員	1 6月継続勤務した場合	10日
	2 継続勤務年数1年につき	1日(総日数20日限度)
臨時職員	1 任用1月目の場合	1日

	2 月の勤務日の8割以上勤務した場合	1月につき1日(総日数20日限度)
--	--------------------	-------------------

別表第2 (第7条関係)

死亡した者		日数
配偶者		4日
血族	1 親等の直系尊属 (父母)	4日
	同 卑属 (子)	3日
	2 親等の直系尊属 (祖父母)	2日
	同 卑属 (孫)	1日
	2 親等の傍系者 (兄弟姉妹)	2日
	3 親等の傍系尊属 (伯叔父母)	1日
姻族	1 親等の直系尊属	2日
	同 卑属	1日
	2 親等の直系尊属	1日
	同 卑属	1日
	2 親等の傍系者	1日
	3 親等の傍系尊属	1日

別表第3 (第10条、第34条及び第35条関係)

職種名		臨時職員時給額 円	嘱託職員月額 円
薬剤師	実務10年以上	1,190	185,200
	実務10年未満	1,140	184,200
臨床検査技師		970	170,300
診療放射線技師		970	170,300
理学・作業等療法士		970	170,300
管理栄養士		930	155,600
保健士		1,130	211,500
看護師	実務10年以上	1,100	211,500
助産師	実務10年未満	1,020	184,800
調理員		820	138,800
看護助手		770	138,800
医療事務		890	152,800
事務		840	142,000

別表第4 (第46条関係)

従事する業務		時給額 円
薬剤師	実務10年以上	1,350～
	実務10年未満	1,340～
臨床検査技師	実務10年以上	1,080～
診療放射線技師	実務10年未満	1,070～
理学・作業等療法士		
管理栄養士		
保健師	実務10年以上	1,350～
	実務10年未満	1,340～
看護師	実務10年以上	1,340～
	実務10年未満	1,330～
助産師	実務10年以上	1,350～
	実務10年未満	1,340～

准看護師	実務10年以上	1,020～
	実務10年未満	1,010～
栄養士	実務10年以上	980～
	実務10年未満	970～
調理員 看護助手	有資格	880～
	無資格	870～
医療秘書	有資格	890～
	無資格	880～
事務		880～